

# 小平市立学園東小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針

「いじめはどこにでも誰にでも起こりうる」という認識の基、「いじめは絶対に許されない」を全教職員で認識し、家庭・地域・関係機関と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を十分に意識して、解決に取り組む。

いじめは見えにくい構造をしているため、見ようとしなければ見ること、見つけることができない。また、加害者、被害者、周囲の子供たちや大人など、それぞれの立場で見え方も違って来る。そのため、学校教育全体を通して、多面的・包括的に生活指導を行っていく。

## 2 主な取り組み

### (1) 多面的・包括的生活指導

教育活動全体を通じて、児童の成長を促す指導やいじめ防止・早期発見・早期対応を行うため、教職員の資質能力向上も視野に入れた取り組みとして、「多面的・包括的生活指導」を実践する。

#### ① いじめ防止授業

道徳の学習を特別活動を核にして学校生活全体で実践できるように指導する。また、人権に関する指導も特別支援教育を進める中で実施していく。さらには、教科指導と生活指導の結びつけ、多面的・包括的指導で「いじめ防止授業」を展開していく。

学校外でのネットに関するいじめも問題視されていることから、インターネットや携帯電話の使い方やマナーについても、道徳を主にして教科指導や生活指導の中に適宜組み入れていく。

#### ② 学校サポートチーム

いじめ問題の解決に、広い視野や多方面の観点で対応する必要から、学校サポートチーム（校長、副校長、特別支援コーディネーター、民生委員・児童委員、PTA、当該保護者など）を立ち上げ、早期解決を行う。

### (2) 問題解決型組織の構築

① いじめの未然防止や早期発見のため、適切かつ柔軟な役割分担を組織し、担任に一任する対応は行わない協働性と何でも話せるインフォーマルな職場の雰囲気をつくり出す同僚性で人間的な関係をつくりだし、実効性を高める組織を機能させる。

② 本校作成の「いじめ問題の早期発見に向けて（いじめ発見システム）」を活用し、いじめの芽を小さいうちに解決する意識を高める。

③ そのために、いじめ対策委員会（校長、副校長、主幹、特別支援コーディネーター、担任、SC）を設置し、日常的・定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。問題行動を即、いじめと決めつけるのではなく、その背景や児童の心情などを考え、初期の段階で対応できるようにする。

### (3) その他の取り組み

① ふれあい月間を通して、児童アンケートを年3回実施するとともに、月1回のいじめ調査を活用し、いじめの早期発見に努める。

② 年2回の生活実態調査で、児童の生活状況を把握し、学級指導に生かす。

③ スクールカウンセラーの全員面接（5年生）やおひさま教室での児童の実態を共有し、児童理解に活用する。

④ いじめかどうかを判断するより、「いじめかもしれない」という意識ですべてに対応する意識をもつ。

### 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめを発見または通報を受けた場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、その事実確認を速やかに行う。その場合、即いじめと決めつけるのではなく、被害・加害児童の背景や心情などを考え、双方の今後の成長に生かさせる対応をしていく。
- (2) 事実確認後、その結果を市教委に報告するとともに、両方の保護者に連絡する。
- (3) いじめを受けた児童やいじめを報告してきた児童を必ず守る、という信念で対応し、その支援を行う。
- (4) いじめを行った児童には、直ちにいじめをやめさせるとともに、保護者を交えて、教育的配慮の下、厳しく個別指導を行う。
- (5) いじめには、加害者・被害者のまわりに、第3（手は出さずはやし立てる）集団・第4（関わりたくないから見て見ぬふり）集団へは、加害者であることを十分認識させ、いじめは大人に知らせ、自分たちも「いじめをしてはいけない」という意識をしっかりともたせる。

### 4 重大事態への対応

- (1) 被害者児童への保護・ケアを行う。
  - ・複数教員による保護
  - ・スクールカウンセラーによるケア
  - ・家庭訪問での家庭状況の把握とケア
- (2) 加害者児童への働きかけ
  - ・教室を離して、別室での学習の実施（管理職対応）
  - ・児童と保護者に対するケア
  - ・教育相談室や児相への相談
- (3) 教育委員会や関係機関への報告と連携
  - ・PTAや民生委員・児童委員の活用と連携
  - ・教育相談室や児相、医療機関等への相談と連携